

令和4年度 第3回富良野市社会教育委員会議

と き 令和 4年 9月 6日 (火)

18時30分より

ところ 富良野図書館 2F 多目的ホール

1. 諮 問 令和4年度青少年表彰について

2. 教育長あいさつ

3. 委員長あいさつ

4 報告事項

- ・ 7月21日 (木) 第2回富良野市社会教育委員会議
- ・ 8月31日 (水) ことぶき大学開校50周年記念式典

5. 議 題

(1) 令和4年度富良野市青少年表彰について

○ 2個人 ※別紙資料添付

(2) 諮問「生涯学習センターの利活用の促進について」の協議

① 施設の利用促進のために改善を検討すべき点について

② 施設の更なる有効活用に向けた手立てについて

6. その他

(1) 図書館条例の経過について

(2) 今後の主な日程

<市外出張関係>

- 9月21日 (水) 上川管内社会教育委員基礎講座 (旭川市永山公民館)
- 10月14日 (金) 北海道社会教育研究大会 (留萌市：オンライン)
- 10月20日 (木) ～ 21日 (金) 北海道公民館大会 (札幌市)
- 11月10日 (木) ～ 11日 (金)
上川管内社会教育委員・公民館運営審議会委員合同研修会 (東川町)

<教育振興課事業>

- 11月21日（月）子ども未来づくりフォーラム（文化会館）
- 11月23日（水）青少年表彰式（文化会館）
- 1月 8日（日）富良野市はたちを祝う会（文化会館）

<研修・講演関係>

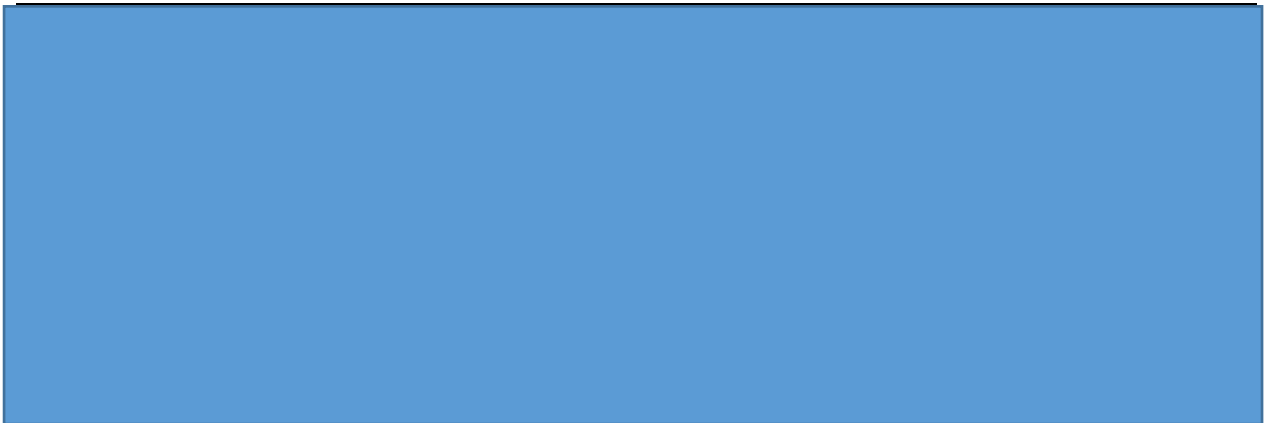
- 9月29日（木）15:00～17:30
家庭教育セミナー「子どもの権利について」（図書館2F多目的ホール）
- 9月29日（木）18:30～20:00
教育講演会「部活動の地域移行」（ふれあいセンター軽運動室）

令和4年度 富良野市青少年表彰者一覧 (取扱注意)

推薦状況1



推薦状況2



過去の青少年表彰受賞者・団体

【平成19年度】

富良野市立布礼別小中学校（清掃活動等） 富良野市立樹海中学校（清掃活動等）

【平成20年度】

上坂 学（バドミントンジュニア指導）

鵜田 基（柔道スポーツ少年団指導、富良野ローターアクトクラブ）

棟方 康明（ボーイスカウト指導）

【平成21年度】

富良野市立麓郷小学校（清掃活動等）

富良野大麓自然愛護少年団（清掃活動等）

【平成22年度】

富良野市立山部小学校（花いっぱい運動、交通安全活動等）

富良野市立山部中学校（花いっぱい運動、交通安全活動等）

富良野市立富良野東中学校 野球部（清掃活動・独居老人宅除雪等）

【平成23年度】

中島 賢昭（富良野消防団）

富良野市立鳥沼小学校（通学路ゴミ拾い、鳥沼公園巣箱清掃）

【平成24年度】

出合 祐太（ブルキナファソ野球を応援する会、少年団指導）

富良野市青少年サークル ね〜びる（ボランティア活動、子ども会活動補助、地域行事サポート）

富良野彌榮太鼓保存会 少年部（青少年育成、国際交流、地域行事への積極的参加）

【平成25年度】

菅野 直哉（地域活動、東山消防団）

富良野市立富良野西中学校生徒会（ZERO 運動活動）

【平成26年度】

天白 尚人（地域活動）

富良野ローターアクトクラブ（社会奉仕活動）

【平成27年度】

佐藤 拓磨（北海へそ踊り保存会）

【平成28年度】

北海道富良野緑峰高等学校 園芸科学科 ふらのカレンジャー娘（地域おこし活動等）

日本ボーイスカウト富良野第1団（社会奉仕活動等）

【平成29年度】

太田 亜希（バレーボール少年団指導等）

【平成30年度】

松本 雅昭（富良野農協青年部、富良野消防団第5分団）

金剛禅総本山少林寺 富良野光明寺道院（青少年健全育成、社会奉仕活動）

【令和 元年度】

川原 峻（北海へそ踊り保存会） 藤田 有加（書道の指導等）

増山 貴泰（地域ボランティア活動）

【令和 2年度】

富良野高校演劇同好会（富良野高校） 富良野緑峰高校工業クラブ（富良野緑峰高校）

富良野緑峰高校農業クラブ（富良野緑峰高校）

富良野市青少年表彰規則

平成19年 8 月22日教育委員会規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、永年にわたり他の模範となる行いをした青少年を表彰し、次代を担う市民として豊かな心と実践力を向上させ、もって青少年の健全育成に資することを目的とする。

(対象)

第2条 表彰は、個人又は団体に対して行うものとし、表彰の対象は市内に居住する青少年又は市内で活動する団体とする。

(表彰基準)

第3条 表彰の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 個人

おおむね30歳までの青少年であって、次の各号に掲げる活動を3年以上実践している者

ア 日常生活において責任、勤勉又は奉仕などの徳性をもって活動し、明るい地域社会の公益向上に貢献した者

イ 公共の福祉増進のための行為や努力をした者

ウ 職場で創造性や協調性を発揮し、職業人として生産性の向上や職場環境の改善など、職場に貢献した者

エ 地場産業の振興に貢献した者

オ 青少年団体の指導又は育成に貢献した者

(2) 団体

文化、教養、体育又は奉仕活動を目的としておおむね30歳までの青少年で組織されている団体で、堅実な活動を常時又は定期的に3年以上継続して行い、それぞれの活動の成果が著しく他の青少年団体の模範となるもの

(推薦)

第4条 前条に活動すると認められるものは、教育委員会に対し、別に定める日までに自ら又は他人若しくは他団体が推薦するものとする。

(表彰の対象としない者)

第5条 富良野市表彰基準取扱規程（平成16年訓令第11号）第3条に該当する個人は、表彰の対象としない。

2 この規則による行う表彰は、1回限りとする。

(表彰者の決定)

第6条 表彰者は、第4条に定める推薦に基づき、富良野市社会教育委員会の審査を経て、教育委員会が決定する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(表彰の対象としない者)

第3条 功労表彰基準に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象としない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受け復権しない者
- (3) 本人又はその関係する法人等が犯罪容疑により警察官又は検察官の取調べを受けた場合。
ただし、当該容疑について不送致又は不起訴の決定があった場合は、この限りでない。
- (4) 本人又はその関係する法人等が刑事事件により起訴されている場合（判決が確定するまでの間を含む。）
- (5) 禁固以上の刑に処せられた者
- (6) 罰金刑の宣告を受けたもの（次号に該当し、罰金刑の宣告を受けた者を除く。）で、罰金を完納した日から起算して5年を経過しないとき。ただし、執行猶予期間の満了又は恩赦により、その刑の宣告が効力を失った場合にあっては、その刑の宣告を受けた日から起算して3年を経過しないとき。
- (7) 交通事件即決裁判手続きによって罰金の刑の宣告を受けた者又は軽犯罪法違反により拘留又は科料の宣告を受けた者で、その宣告の日から起算して情状の重い者については5年、その他の者については3年を経過しないとき。
- (8) 市税の滞納がある者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、経営上の欠陥若しくは社会的不道徳のある者又は法令等の規定に基づく訴訟等の係争当事者であって市民感情にそぐわない者

2 貢献表彰基準に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象としない。

- (1) 売名的要素が強いもの
- (2) 自己の利益につながるもの
- (3) 前項各号に該当するもの

生涯学習センターの利活用の促進について

1) 施設の利用促進のために改善を検討すべき点について

- ホームページの充実、SNSの活用など、様々な年代やニーズに合わせ媒体の特性を活かした発信方法の工夫が望まれる。
- 利用者の主なターゲットを市民に限定せず、周遊客等の立ち寄りスポットとしての利用拡大も検討できないか。そのための看板や掲示物についての工夫も必要。
- 利用者の再来訪につなげるためには、利用者の満足度向上に繋げるための常設展示の工夫や自主事業・イベントの開催等が望まれる。

2) 施設の更なる有効活用に向けた手立てについて

- 学校の教育課程（小学・中学・高校）と連携したカリキュラムの作成や出前授業など、地元の学校の利用を増やす工夫があると良い。
- 森林プログラムをはじめとした各種フィールドワークや東大演習林との連携、地域人材を活用したプログラム作りなど、山部地域の特性を活かした運営。
- 施設内には調理実習室・食品加工室・体験交流室・多目的アリーナ等があることから、施設の特長を生かした体験型プログラムの充実
- 観光分野と連携した文化観光の実施（富良野の歴史、自然、文化）。
- 山部地域の強みである農業と観光の連携による、市内外の方への滞在プログラム（グリーンツーリズムやアグリツーリズム等）の提案やコンテンツの提供。
- 広い施設や屋内体育施設の機能を持つ多目的アリーナなどを活用し、子どもが遊べる子育て支援施設としての活用。
- 行動沿いに立地している利点を生かし、地場産野菜・果物や加工品等の販売など地域の運営による「道の駅」のような機能を持たせることはできないか。

3) 望ましい管理運営について

- 施設の存続意義について入込数だけでは評価できないことから、今後は利用者の満足度調査などを参考にしつつ総合的な評価が必要。
- ここ数年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいと思われるが、引き続き魅力的な講座・展示の実施、資料の収集に努め、新たな利用者層の開拓とともにリピーター層の確保に向けた取り組みが必要。
- ソフト面での充実を望む意見やアイデアが多く、現在の限られた職員数では対応が困難と考えられる。管理運営にあたっては、市民の立場に立った運営でのサービス向上や、効率性、民間事業者のノウハウを生かした柔軟な取り組みが期待できる指定管理者の導入や運営の一部を業務委託にするなど、民間活力による運営の検討も必要。
- 山部地域の中心的な施設である生涯学習センターの事業に、地域住民が主体的にかかわることで、持続的な地域振興や地域づくりに活かすことができるのではないかな。

利活用・改善案生データ(7/21社教育委員会議)

1	I C T	I C T活用によるわかりやすい博物館
2	I C T	N T Tなどの協力でV R、デジタルを活用
3	P R	周知が広報中心で弱い、H Pも弱い
4	P R	どろ亀先生の特別展で道にのぼりや専用のH Pを作る
5	P R	博物館無料のP Rはもっとしてもいい
6	P R	博物館は市民は知らないのでP Rが大事
7	P R	sns、新聞、広報でもっとP Rすべき
8	P R	H Pの更新は必要
9	イベント	富良野地域で広域連携する展示があってもいい
10	イベント	近隣市町村で連携したスタンプラリーのような企画展
11	イベント	グリーンツーリズムの夏冬バージョンの学習会も似合う
12	イベント	メロンを食べる体験で、施設でメロンを売っても売れると思う
13	イベント	麓郷、山部、東山を通るといいことがあるような仕掛けがあるといい
14	イベント	2本立てのイベントで、いつ来てもイベントをやっている施設
15	イベント	四季折々の太陽の里もパッケージしたイベントの開催
16	イベント	三笠のQ Rコードラリーは面白いのでわざわざ出向く
17	イベント	体験クーポンとの連携などお金をかけなくてもできることはある
18	イベント	地域の特産を使ったイベントもいい(メロンなど)
19	イベント	体験型の特別展でリピーターを作る
20	イベント	学ぶ器材は多くある
21	イベント	博物館と公民館の連携も大事
22	イベント	冬のイベントがほしい
23	イベント	ワインオーナになる
24	イベント	樹海野菜販売
25	イベント	オンリーワンの自分だけのもので価値を高める
26	イベント	参加型のイベントを単発にしない
27	イベント	いつでもやっているイベント（染め物、ウポポイのように）
28	運営	山部地区にあった運営維持
29	運営	だれでも利用できるようにする（営利非営利、市内外関係なく）
30	観光	観光分野と連携して文化観光を実施
31	観光	宿泊できるようになったら利用はある
32	教育資源	学校プログラムに取り込む
33	教育資源	小5.6年生なら昭和初期の学芸員説明で、後はフリーにする工夫もある
34	教育資源	先生も一回も博物館に行ったことがない、そこから始めてもいい
35	教育資源	未来を語る大前提で富良野の歴史を知ることはとても大事
71	展示	再訪のための展示の工夫(金かかる)

36	教育資源	積極的な利用のため学校に出向くことも必要
37	教育資源	演劇工場は学校に出向いてコミュニケーション教育をしている
38	教育資源	子供会は地域学校協働活動事業の一環として事業推進した方がいい
39	教育資源	子供未来フォーラムの発展で小→中→高へ夢のブラシュアップがみたい
40	教育資源	未来づくりフォーラのふらの学を学ぶ場として重要
41	教育資源	授業で2時間の見学はきつい
42	教育資源	富良野校で富良野自然学習で博物館を利用するカリキュラムも可能かも
43	教育資源	高校の学校設定科目との関連で富良野の自然も考えらる
44	教育資源	強制的に教育課程に取り込む
45	教育資源	学校として博物館を使う意識が大事
46	教育資源	教職員の施設見学も重要な意識づけになる
47	教育資源	ことぶき大学山部校は富良野校と違った特色あるプログラムで
48	教育資源	ことぶき大学山部校の地元や本校との交流
49	クマゲラ通信	クマゲラ通信は必要ない
50	広域	コロナ禍でも近隣施設から見学があった（寿光園、上富、南富など）
51	広域	連携によるリピーターの増加
52	講座	アクセサリーがきっかけで自然に興味をみたいな方法もいい
53	講座	門戸を広げ、地域文化遺産を紹介する講座の開催
54	講座	外来種駆除の一環として大ハンゴンソウの染め物は奥様に大人気
55	講座	作ったものが残る体験がいい
56	講座	わざわざ行くような山部の特色のある講座を開催
57	講座	生涯学習の機能として地域人材による講座の開催
58	講座	山部独自プログラムで山部人による講座の開催
59	講座	文化的な体験がいい
60	講座	体験学習プログラムの復活(以前はP T Aが活用していた)
61	交通の便	富良野市街からの交通機関の確保して山部公民館を使用する
62	交通の便	足が確保されれば調理室を使いたい（中央婦人会）
63	交通の便	強みは学芸員の専門性、弱みは遠い場所
64	交通の便	場所の問題で学校授業は行きづらい
65	子育て施設	美瑛丘の町交流館のような遊べる規模の子育て支援施設として活用
66	子育て施設	幼稚園の活用(密にならないでできることがある)
67	資源	山部の教育資源は東大演習林
68	資源	森林学習は山部の特徴と思える
69	対象者	市民に限定しているのがそもそもの問題
70	展示	展示物のマンネリ化

72	展示	一度見たらもういい博物館をどう再訪させるか
73	展示	常設展示、特別展示のバランスが大事
74	展示	中央婦人会で博物館に行き昔の富良野をみて全員喜んだ
75	展示	自分で出した古い物の展示がないとの声があった
76	展示	富良野出身の絵の展示がよかったので続けてほしい
77	展示	切り絵や絵手紙の展示は富良野市街からも足を運ぶのではないか
78	展示	理系で富良野の地理がもっとあってもいい
79	展示	歴史、文化、社会、自然を一度に体験できる施設がよい
80	展示	常設展示は特定のテーマに特化した展示でもいい
81	ハード	建物の色彩で目に訴える工夫も大事
82	ハード	アリーナの全面ネット化（沿線の野球ニーズがある）
83	満足度	1 回見たらもういい施設 満足度が低い
84	満足度	満足感を広く周知した方がいい
85	満足度	評価方法を入込数から満足度に変更した方がいい
86	満足度	S D G sを考えると人数ではなく満足度が重要
87	満足度	来客アンケート実施で満足度を知ることが大事
88	満足度	施設の存続意義は入込数では評価できない
89	満足度	限られた予算では展示を頻繁に変更できできないので入込評価では無理がある
90	満足度	ラフティングの数を公民館利用に入れるのは本来の貸館ではない
91	マンネリ化	他の地域からの来客は困難ではないか
92	道の駅	国道沿いなので道の駅機能を持たせると利用者が増加する
93	道の駅	年寄りにやさしいトイレで道の駅機能を付加する
94	道の駅	富良野に道の駅がないので生涯学習センターを道の駅にする
95	道の駅	販売場を設置(ミュージアムグッズ、書籍など)
96	ライブ感	博物館は行ってきたライブ感はある
97		
98		
99		
100		

市立富良野図書館設置条例（改正案）

平成19年3月19日条例第12号

（目的及び設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書、記録及びその他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究及びレクリエーション等に資することを目的として、市立富良野図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市立富良野図書館

位置 富良野市若松町5番10号

（職員）

第3条 図書館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

（開館時間）

第4条 開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

（1）火曜日から金曜日まで 10時から18時まで

（2）土曜日及び日曜日 9時から17時まで

（休館日）

第5条 休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。

（1）毎月曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）月曜日が前号に規定する日に当たるときは、その翌日

（4）12月31日から翌年1月5日まで

（5）図書整理日（毎月の最終金曜日。ただし、第2号に規定する日に当たるときは、その日の前日）

（6）図書特別整理期間（委員会が毎年1回7日を超えない範囲で定める期間）

（業務）

第6条 図書館は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

（1）図書資料の収集、整理、保存及び利用

（2）図書資料の貸出し及び巡回文庫の実施

（3）読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励

（4）館報、その他読書資料の発行

（5）時事に関する情報、参考資料の紹介及び提供

（6）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

（施設使用の許可）

第7条 図書館の施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

（1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2）施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の利益になると認められるとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上又は設置目的上支障があると認められるとき。

(使用の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは委員会の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、図書館の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じて、委員会は、その賠償の責めを負わないものとする。

(使用料等の納入)

第8条の2 使用者は、別表に定める使用料等を前納しなければならない。ただし、委員会が後納を認める場合は、この限りでない。

(使用料等の減免)

第8条の3 委員会は、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第8条の4 既に納入された使用料等は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により図書館を使用できないときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、図書館の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 図書館の使用者がその使用を終わったとき又は許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちにその使用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 図書館の使用者は、自己の責に帰すべき原因により施設、設備、器具、図書又は資料をき損し、汚損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全額又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例に必要な事項は委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。

(富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のとおり改正する。

別表中「図書館協議会委員」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例第7条の許可を受けている者は、改正後の条例第7条による許可を受けたものとする。

別表（第8条の2関係）

図書館使用料等

（単位：円）

階数	室 名	定 員	1時間当たりの使用料		備 考
			基本使用料	暖房料	
2階	多目的ホール	50	550	160	
	サークル室1	10	110	30	
	サークル室2	20	165	60	
3階	会議室1	35	330	100	
	会議室2	15	110	40	
	会議室3	15	110	40	
	研修室	20	165	50	

備考1 1時間未満の使用時間であっても使用時間は1時間とする。

- 2 第4条に定める開館時間以外において使用するときは、使用した時間に応じて基本使用料及び暖房料を徴収する。
- 3 冬期間の暖房料は、11月1日から翌年4月30日までの期間において徴収する。ただし、期間以外においても暖房を使用する場合は、暖房料を徴収する。
- 4 入場料、会費又は名称のいかんを問わず、これに類する金銭（以下「入場料等」という。）を使用者が徴収する場合は、基本使用料に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - （1）入場料等 500円未満の場合 3割
 - （2）入場料等 500円以上1,000円未満の場合 5割
 - （3）入場料等 1,000円以上2,000円未満の場合 10割
 - （4）入場料等 2,000円以上3,000円未満の場合 15割
 - （5）入場料等 3,000円以上の場合 20割
- 5 商品の展示、即売又は他の営利行為で図書館を使用する場合の使用料等は、基本使用料に10割を乗じて得た額を加算する。ただし、市の区域内に住所又は事業所等を有しない使用者の場合は、基本使用料に15割を乗じて得た額を加算する。

市立富良野図書館設置条例の一部を改正する条例について

改正後	改正前
(目的及び設置) 同左	(目的及び設置) 第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書、記録及びその他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究及びレクリエーション等に資することを目的として、市立富良野図書館（以下「図書館」という。）を設置する。
(名称及び位置) 同左	(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 市立富良野図書館 位置 富良野市若松町5番10号
(職員) 同左	(職員) 第3条 図書館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。
(開館時間) 同左	(開館時間) 第4条 開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。 (1) 火曜日から金曜日まで 10時から18時まで (2) 土曜日及び日曜日 9時から17時まで
(休館日) 同左	(休館日) 第5条 休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、休館日に開館することができる。 (1) 毎月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 月曜日が前号に規定する日に当たるときは、その翌日 (4) 12月31日から翌年1月5日まで (5) 図書整理日（毎月の最終金曜日。ただし、第2号に規定する日に当たるときは、その日の前日）

改正後	改正前
(業務) 同左 (施設使用の許可) 第7条 図書館の施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 削除 3—2 (使用の制限) 同左	(6) 図書特別整理期間（委員会が毎年1回7日を超えない範囲で定める期間） (業務) 第6条 図書館は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。 (1) 図書資料の収集、整理、保存及び利用 (2) 図書資料の貸出し及び巡回文庫の実施 (3) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励 (4) 館報、その他読書資料の発行 (5) 時事に関する情報、参考資料の紹介及び提供 (6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項 (施設使用の許可) 第7条 <u>図書館のサークル室1、サークル室2、多目的ホール及び展示コーナーを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u> 2 <u>前項に規定する使用者とは、次の各号に掲げるものとする。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>市の区域内に住所を有するもので構成する読書団体等のうち、委員会が認めたもの</u> (2) <u>市の区域内に住所を有するもので構成する文芸及び美術に関する団体等のうち、委員会が認めたもの</u> 3 委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の利益になると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上又は設置目的上支障があると認められるとき。 (使用の制限) 第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又

改正後	改正前
(使用料等の納入) 第8条の2 使用者は、別表に定める使用料等を前納しなければならない。ただし、委員会が後納を認める場合は、この限りでない。 (使用料等の減免) 第8条の3 委員会は、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。 (使用料等の不還付) 第8条の4 既に納入された使用料等は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により図書館を使用できないときは、この限りでない。 (権利の譲渡等の禁止) 同左 (現状回復の義務) 同左	は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。 (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは委員会の指示した事項に違反したとき。 (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、図書館の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じて、委員会は其の賠償の責めを負わないものとする。 (権利の譲渡等の禁止) 第9条 使用者は、図書館の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。 (現状回復の義務) 第10条 図書館の使用者がその使用を終わったとき又は許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちにその使用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。

改正後					改正前				
(損害賠償の義務) 同左					(損害賠償の義務) 第11条 図書館の利用者は、自己の責に帰すべき原因により施設、設備、器具、図書又は資料をき損し、汚損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全額又は一部を免除することができる。				
(委任) 同左					(委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例に必要な事項は委員会が規則で定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。 (富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 2 富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のとおり改正する。 別表中「図書館協議会委員」を削る。				
附 則 同左					附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。 この条例の施行の際、現に改正前の条例第7条の許可を受けている者は、改正後の条例第7条による許可を受けたものとする。				
別表（第8条の2関係）									
図書館使用料等					(単位：円)				
階数	室名	定員	1時間あたり使用料等		備考				
			基本使用料	暖房料					
2階	多目的ホール	50	550	160					
	サークル室1	10	110	30					

改正後						改正前
	サークル室 2	20	165	60		
3 階	会議室 1	35	330	100		
	会議室 2	15	110	40		
	会議室 3	15	110	40		
	研修室	20	165	50		
備考 1 1 時間未満の使用時間であっても使用時間を 1 時間とする。 2 第 4 条に定める開館時間以外において使用するときは、使用した時間に応じて基本使用料及び暖房料を徴収する。 3 冬期間の暖房料は、11 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの期間において徴収する。 ただし、期間以外においても暖房を使用する場合は、暖房料を徴収する。 4 入場料、会費又は名称のいかんを問わず、これに類する金銭（以下「入場料等」という。）を使用者が徴収する場合は、基本使用料に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。 （1） 入場料等 500 円未満の場合 3 割 （2） 入場料等 500 円以上1,000 円未満の場合 5 割 （3） 入場料等 1,000 円以上2,000 円未満の場合 10 割 （4） 入場料等 2,000 円以上3,000 円未満の場合 15 割 （5） 入場料等 3,000 円以上の場合 20 割 5 商品の展示、即売又は他の営利行為で図書館を使用する場合の使用料等は、基本使用料に10割を乗じて得た額を加算する。ただし、市の区域内に住所又は事業所等を有しない使用者の場合は、基本使用料に15割を乗じて得た額を加算する。						

パブリックコメント手続の実施結果について

下記の案件について、市民の意見を募集するパブリックコメント手続を行なったところ、次のとおりご意見をいただき、ご意見に対する結果（意見の概要と市の考え方）をまとめましたので、お知らせします。

◆ パブリックコメント手続の実施

対象案件	市立富良野図書館設置条例の一部改正について
意見募集期間	令和4年7月1日 から 令和4年7月20日 まで
担当部署（問合せ先）	教育部図書館 （電話 0167-22-3005）
意見提出件数	意見提出者数 _____1人 （個人 1 ・ 法人 _____）
	意見提出件数 _____8件

◆ パブリックコメント手続の結果（市民意見提出手続の結果）

提出のあった意見の概要	市の考え方 （原案を修正したときは修正内容）
図書館2・3階の貸館できる部屋について（1件） ・ 条例改正の部屋以外の活用はどのようなのでしょうか。	教育振興課（旧学校教育課）の事務室は交流スペース、こども未来課の事務室は学習スペース、教育長室は打合せスペースとして、共用スペースとして使用する予定です。
管理運営について（1件） ・ 指定管理になると聞いていましたが、条例改正ではありません。今後の管理運営はどうなるのでしょうか。	社会教育委員会の答申では、指定管理の導入や運営の一部を業務委託にするなど民間活力により運営の検討を願うとありましたが、当面は、現在の運営を継続し、その中で市民ニーズ等を捉えた中で、民間活力の導入なども検討していきます。
開館時間について（1件） 文化会館のように利用できるのなら、休館を設けず、時間も9～22時までにするべきではないでしょうか。	新庁舎での文化会館エリアは、現在と同様に年末年始以外休館日はなく、9～22時まで活用できます。図書館では新庁舎文化会館エリアが利用できない時を補完することを第一の目的としているため、現行の状態で運営し、市民のその後のニーズ、新文化会館の活用状況なども鑑みた中で、新たな運営を検討していきます。
使用料の減免について（1件） 文化会館のように利用できることはとてもよいことですが、使用料の減免については、規則で定めるとあります。規則は行政内で決められるため、定める前に公表すべきではないでしょうか。	使用料の減免については、特別なことは考えておらず、新文化会館や生涯学習センターと同様な減免を考えております。

市民へのアンケートについて（１件） 利用者のみならず市民の意見を聞いた方が良いと答申にもありましたが、アンケートは実施したのでしょうか。	事前の図書館利用者約 100 名回答のアンケートのみで、市民へのアンケートは実施しておりません。 前段の質問にもありましたように、利用開始後の市民ニーズを鑑み、開館時間、開館曜日など新たな運営を検討していきます。
駐車場について（１件） 貸館利用者は、自家用車での来館が多いと考えます。駐車場が狭いのではないのでしょうか。	図書館には、72 台分＋αの駐車スペースがあります。以前には、近隣の幼稚園施設や学校施設などを行事等で来所する保護者の方が図書館駐車場を利用し、駐車スペースがないというクレームがありましたが、それぞれの施設へ利用に当たってのお願いや看板設置などにより、その後、問題はありません。また、新庁舎に移転に伴い、職員の車や公用車が使用していたスペース（約 30 台分）が空いてくるため、利用者の皆さんが利用できるスペースは増えるため、現状のまま活用していく考えです。
子どもたちの学習スペースの設置について（１件） 子どもたちの学習スペースの設置は考えていますか。	前段の質問にもありましたように、3 階こども未来課の事務室部分に学習スペースを設ける予定です。
使用料について（１件） 入場料などを徴収する場合、営利行為を行う場合の割増しは理解できます。入場料徴収し、更に営利行為を行う場合は備考 4・5 のどちらの適用となりますか。	文化会館などでは、質問のような利用が合った場合は、備考 4 及び 5 を双方適用し、使用料を徴収していることから、図書館においても同様な徴収を行います。

☐ 広報紙__月号への掲載
☒ 市のホームページへの掲載（掲載日__8月__1日）
☐ 行政情報コーナー・各支所・文化会館・図書館への供覧・配布（__月__日）